

令和7年6月定例会 人権・少子高齢化問題等対策特別委員会
共生社会推進部長説明

令和7年6月20日

共生社会推進部長の 島本 でございます。

委員の皆様方におかれましては、本県の人権行政の推進につきまして、日々格段の御指導を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

それでは、人権問題等対策の現状と今後の取組について、御説明いたします。

県では、人権行政を県政の重要な柱と位置づけ、総合的に取り組んでまいりました。しかし、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する人権侵害や同和問題など、依然として様々な人権問題が発生しております。

これらの課題に対応するため、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定し、本年3月に第四次改定を行った「和歌山県人権施策基本方針」に沿って、引き続き、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて施策を推進してまいります。

また、国に対し、人権が侵害された場合における、被害者救済のための実効性のある法制度の早期整備を強く求めているところです。

まず共生社会推進部人権局関係で、

人権啓発につきましては、関係機関等と連携・協力しながら、年齢層に応じた啓発や参加体験型事業など、より効果的な啓発活動に努めており、引き続き創意工夫しながら取り組んでまいります。

人権相談につきましては、人権局、各振興局及び公益財団法人和歌山県人権啓発センターに人権相談窓口を常設し、県民の相談に迅速に応じるとともに、相談担当者のスキルアップを図るための研修を実施するなど、相談体制の充実に取り組んでまいります。

同和問題につきましては、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、教育・啓発や相談体制の充実、差別事件への対応を行うとともに、県職員に対しても条例の意義や内容について研修を実施しております。

また、インターネットのモニタリングを実施し、差別等の実態を把握するとともに、プラットフォーム事業者等に対して差別情報等の削除要請を行い、差別や誹謗中傷等の拡散・助長の抑止に努めているところであり、引き続き、部落差別の解消に取り組んでまいります。

続いて、こども家庭局関係ですが、児童虐待の防止につきましては、関係機関との連携や相談体制の強化を図りながら、未然防止や早期発見・早期対応に努めております。

また、本年3月にこどもに関わる様々な計画を一元化した「和歌山県こども計画」を策定し、貧困対策や子育て支援などの多岐にわたる施策を総合的に推進してまいります。

ジェンダー平等の推進・女性支援等につきましては、「和歌山県男女共同参画基本計画」、「和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画」及び「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」に基づき、性別にかかわらず誰もが人権を尊重し、その個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、様々な施策を推進してまいります。

次に、総務部関係ですが、

個人情報保護につきましては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の保護に取り組むとともに、住民票の写し等の不正取得を防止するため、登録型本人通知制度の周知及び登録型の団体における登録者数増加に向けた取組を、引き続き推進してまいります。

次に、企画部関係ですが、

外国人の人権につきましては、関係機関と連携しながら、外国人の方が安心して暮らせる環境づくりに取り組むとともに、外国人の人権を尊重するための啓発活動や情報提供を引き続き行ってまいります。

次に、福祉保健部関係ですが、

地域福祉施策につきましては、本年３月に策定した「和歌山県地域福祉推進計画」に基づき、地域における包括的支援体制整備や福祉サービスを利用しやすい環境づくりなど、一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う地域福祉の推進に取り組んでまいります。

高齢者の人権につきましては、高齢者福祉の向上や介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、利用者本位の介護サービスの提供、高齢者虐待防止など、高齢者の尊厳を保持するための環境づくりを進めてまいります。

障害者施策につきましては、「紀の国障害者プラン２０２４」に基づき、障害のある人の自立と社会参加の一層の推進を図るため、地域生活支援や就労支援等に総合的に取り組んでまいります。

最後に、警察関係ですが、

「児童虐待事案」に対応するため、県中央児童相談所へ３名の警察官を外向させるとともに、同所との合同研修会やロールプレイング等の実施、情報共有に関する協定の運用等、相互理解と連携強化に努め、被害児童の安全確保を最優先とした迅速かつ組織的な対応の徹底を図っているところです。

また、「いじめ事案」につきましては、スクールサポーターによる非行防止教室の開催、学校へのサポーターの常駐等、学校と連携し、問題の解決・未然防止等に取り組んでいるところです。

警察は、被害直後から犯罪被害者等と接することから、最も身近な機関として、犯罪被害からの早期回復のため、関係機関と連携して、犯罪被害者等の視点に立った施策の推進に努めてまいります。

以上で、人権問題対策関係の説明を終わらせていただきます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。